

《鳴門市農業委員会 1月総会 議事録》

開催日時 令和7年1月28日（火） 午後2時

開催場所 鳴門市役所2階 大会議室

出席委員	1番 栗田 和美	2番 石園 順市	3番 稲木 伸顕
	4番 井上 富夫	5番 大西 善郎	6番 小川 佳
	7番 海山 貞佳	8番 川添 誠司	9番 小林 幸男
	10番 里見 廣治	11番 杉本 英昭	12番 高田 吉敏
	13番 竹村 昇	14番 中井 弘	15番 西川 公昭
	17番 濱堀 秀規	18番 林 博子	19番 藤江 厚子
	20番 向 栄治		

欠席委員 16番 西川 美鈴

議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	6件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について	1件
議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について	1件
議案第4号 買受適格証明願について	1件
議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について	
所有権移転	4件

報 告

① 農地法第3条の3第1項の規定による届出について	9件
② 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	3件
③ 農地法第18条第6項の規定による通知について(農業経営基盤強化促進法)	3件
④ 農地法第18条第6項の規定による通知について(残存小作地の合意解約)	1件
⑤ 使用貸借解約について	2件
⑥ 非農地証明願について	1件
⑦ 地目照会について	1件

事務局長 それでは定刻がまいりましたので、ただいまから令和7年1月の農業委員会を始めさせていただきます。はじめに、大西会長よりご挨拶をお願いします。

大西会長 < 挨拶 >

事務局長 ありがとうございます。
それでは、事務局より委員定数のご報告を申し上げます。
委員定数20名の内、出席委員19名、欠席委員1名であり、過半数に達しておりますので、鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定により、この会議が成立していることをご報告申し上げます。
進行につきましては大西会長よりよろしくお願いいたします。

大西会長 それでは、議事に入ります前に、議事録署名人を選任いたします。
議事録署名人は、1番 栗田委員さん、4番 井上委員さんをお願いいたします。
それではこれより、議案に基づき議事を進行させていただきます。

『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請についての審議に入ります。
まず、事務局より申請内容の説明をお願いいたします。

事務局係長 < 1. 農地法第3条の規定による許可申請について 6件 >
・ 申請番号1～6について申請内容説明

大西会長 次に、地元委員さんからのご意見ををお願いいたします。
申請番号1番は私の案件でございますので、説明させていただきます。

譲受人は水稻や野菜等を20年以上にわたって栽培している農家です。
申請地は、譲受人が自家消費用に野菜栽培をしており、許可後についても同様に利用する計画であります。
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地にも影響はありませんので、この申請につき、許可しても問題ないと考えます。
ご審議の程、よろしくお願いいたします。

申請番号1番について、採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 < 異議なし >

大西会長 無いようでございますので、申請番号1番については原案どおり許可といたします。
次に、申請番号2～4番について、地元委員さんからのご意見ををお願いいたします。

石園委員 2番。申請番号2～4番について、まとめて意見を述べます。
譲受人は大麻町でキャベツやオクラを栽培している認定新規就農者です。
申請地はいずれも譲受人の現在の耕作地に近く、このたび売買の話がまとまったため本申請に至りました。
取得後はキャベツやオクラを栽培する計画です。
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えております。
ご審議の程、よろしくお願いいたします。

事務局係長	< 2. 農地法第 5 条の規定による許可申請について 1 件 > ・ 申請番号 1 について申請内容説明
大西会長	次に、地元委員さんよりご意見をお願いします。 申請番号 1 番について、地元委員さんからのご意見を願いたいします。
高田委員	1 2 番。譲受人は土木工事業を営んでいます。 現在利用している資材置場では追加資材の保管スペースが不足してきており、適当な土地を探していたところ、事務所近隣の申請地で売買の話がまとまり、今回の申請となりました。 事業計画では、砕石敷きで整地を行います。 排水については雨水のみであり、地下浸透とする計画です。 ご審議の程、よろしくお願いします。
大西会長	ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。 次に、事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。
事務局係長	申請地は、鳴門こども学園から北東へ約 3 0 0 m に位置しており、市街化調整区域内の 1 0 h a 未満の広がりの無い第 2 種農地に該当します。 資金計画も妥当であり、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。 ご審議の程、よろしくお願いします。
大西会長	それでは申請番号 1 番について採決いたします。 許可することにご異議ございませんか。
委員一同	< 異議なし >
大西会長	無いようでございますので、申請番号 1 番については原案どおり許可といたします。 以上で『議案第 2 号』については全てご審議いただきました。 次に、『議案第 3 号』相続税の納税猶予に関する適格者証明についての審議に入ります。 事務局より申請内容の説明をお願いいたします。
事務局係長	< 3. 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について 1 件 > ・ 申請番号 1 について申請内容説明
大西会長	次に、地元委員さんよりご意見をお願いします。 申請番号 1 番について、地元委員さんからのご意見を願いたいします。
西川公昭委員	1 5 番。申請者は松茂町で甘藷を生産する農家です。 この度、相続した農地が広大であり、また、自身の体力に不安もあったため、すべての農地について利用権や中間管理機構を通した賃貸借設定を行い、相続税の納税猶予の特例である特定貸付けを行ったうえで、本申請に至りました。 申請地は甘藷やレンコンが栽培されており、地元の農業者が耕作しています。 今後も特定貸付けによって申請地の耕作を続けていく意思も確認できていることから、今回の申請について、許可しても問題無いと考えます。 ご審議の程、よろしくお願いします。
大西会長	ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。 申請番号 1 番について採決いたします。

委員一同

次に、『議案第 6 号』報告事項に入ります。

報告事項につきましては、事務局より一括しての説明を求めます。

事務局係長

< 6. 報告事項 20件 >

- | | |
|---|----|
| ① 農地法第3条の3第1項の規定による届出について | 9件 |
| ② 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について | 3件 |
| ③ 農地法第18条第6項の規定による通知について
(農業経営基盤強化促進法) | 3件 |
| ④ 農地法第18条第6項の規定による通知について
(残存小作地の合意解約) | 1件 |
| ⑤ 使用貸借解約について | 2件 |
| ⑥ 非農地証明願について | 1件 |
| ⑦ 地目照会について | 1件 |

大西会長

ただいま、事務局より説明のありました報告事項について、ご質問等ございませんか。

竹村委員

事務局にお尋ねしたいことがあります。
農業経営基盤強化促進法が終了することについて、その代わりの対応はありますか。

事務局次長

ご質問ありがとうございます。
4月以降は農業経営基盤強化促進法が改正となりまして、農地中間管理機構を通した売買という方法になっていきます。貸借でもご説明させていただいたように、三者契約での売買となります。

竹村委員

貸借の際に、中間管理機構に農地を渡した後、農地を返却されて耕作放棄地になっていた場合、その管理は誰が行うのですか。中間管理機構がするのでしょうか。

地元農家の間でも、中間管理機構に預けて大丈夫なのかという質問が多く出ています。

契約した農地が返却されて耕作放棄地になった際に、中間管理機構が責任を持って管理してくれるのかということを確認させていただきたいのです。

事務局次長

中間管理機構の事務局である徳島県農業開発公社の説明では、解約の際には、三者契約となっておりますので一旦は開発公社が預かり、農地の管理を行いつつ、借り手を探してくれますが、一定期間経っても借り手が現れなかった場合は所有者に返却するようになると聞いております。

耕作放棄地になってしまう話については、借り手の方が耕作できなくなることが原因であると思いますので、中間管理機構を利用したから、という事ではないように思います。

竹村委員

たとえば5年契約をした場合、中間管理機構が5年間は管理してくれるのでしょうか。

事務局次長

途中で貸借を終了した場合、満期までは預かってくれないと思います。
一定期間は耕作者を探してもらえますが、見つからなければ所有者に農地を返却することになります。

その点に関しては、利用権設定でも解約して所有者に返却するという流れです。その点に関しては、利用権設定でも解約して所有者に返却するという流れです。その点に関しては、利用権設定でも解約して所有者に返却するという流れです。

竹村委員

地元の農家から、この件について尋ねてきてほしいと頼まれており、いまだに理解が進んでいません。

- 事務局次長 これまで鳴門市では、貸借については利用権設定の活用をメインにしてきており、中間管理機構を活用したケースが少なかったという背景もありますので、事務局としましては農業開発公社と協議を行いながら進めている所であります。
- 事務局長 確実に言えるのは、法律が変わったこと、今年の4月1日からは方法を切り換えざるを得ないということです。
- 契約については、これまでは当事者同士だったものが、その間に中間管理機構の農業開発公社が入り三者契約になります。
- 正直に申しますと、その中身についての具体的な説明を公社からしてもらえていない状況です。
- 現在は、農業委員さんや市役所や農協さん等に相談が持ち掛けられた際にどういったやり取りを行うのか、というのを詰めている段階です。
- こちらの立場としましては、事務が一つ増えるようになります。
- 開発公社に出された契約書は市にも情報としてフィードバックされるようになり、先ほどおっしゃられていたような細かい問題は必ず開発公社だけでは処理しきれなくなり、市の方に協力を求めてくるようになるということを想定しております。
- 協力するとしても、それに係る事務費・経費はどうするのか等の細かい部分に関しては全く話が進んでいない状況です。
- 中間管理機構への移行についての話が浮上したのもここ半年くらいであり、それまでは全く議論もされてなかったと思います。
- そういった状態であるため、何度も公社の方には意見を具申させていただいて、何回か来ていただいたりもして、説明はしていただいているのですが、まだ最終段階までは詰まっていないという状態です。
- 契約書の記入様式については、最近ようやく提示されたところです。
- ですから、利用権設定や所有権移転で経営基盤法を活用していただいていた方はそれを準備していただきつつ、こちらとしてはご迷惑をおかけしないように進めていくことを考えているところであります。
- 竹村委員 わかりました。しかし、2月10日締め切りで基盤法の売買も活用できなくなってしまいますので、早く決めていただかないと困ります。
- 事務局長 来月にも説明できるような段取りにするのが当然だとは思いますが。貸借についても、鳴門市の場合は作柄的に6月1日からの設定ということに決めさせていただいているので、それに合わせるのであれば2月や3月には決まっているのが普通であると思います。
- 竹村委員 面倒になって契約をしないという農家の声も聞こえてきています。
- 事務局長 おっしゃる通り、そのケースは増えると思います。そうなってしまうと、利用集積率が下がり、国や県の補助金の採択の判定にも影響が出てくるという懸念もあります。
- 現在、鳴門市の利用集積率は1番や2番くらいであると思いますが、契約をしないという風になっていけば、今は補助金が出ているものが不適であると判断される恐れもあります。それは耕地事業等も含めてとなりますが。
- 竹村委員 地元農家から質問も来ると思うので、農業委員にも分かるようにできるだけ早くに説明しておいてもらわないと困ります。
- 大西会長 中間管理機構がどういう風に進めようとしているかというところからわかっていないので、事務局も説明はここまでしかできないですね。

事務局次長 今のところはそういう状況です。

事務局長 様式に関しては完成しつつあるので、契約に向けて、いつでも出せるように、
予めわかっている範囲までであれば書いておいていただく、というところまで
は進められるとは思いますが。

大西会長 竹村委員がおっしゃっているのは、5年契約していたところを1年か2年で
やめた場合に、そのあとの残った期間を中間管理機構が面倒を見てくれるのか
という事だと思います。

事務局次長 満期までは見ないです。

大西会長 それならば、中間管理機構など必要ないと思います。

事務局長 普通であれば、仮に当事者が耕作が無理になったところで新しい耕作者を探
してくれるというところまでしてくれないと事業設計上おかしいとは思いま
す。それを中間管理機構ではせずに、地元へ戻してくることになります。

大西会長 三者で契約しているのであれば、5年契約満期まで面倒を見るべきではあり
ませんか。

事務局長 それはおそらくしてくれないと思います。
例えばこの業務を10年や20年続けていって、開発公社の中でノウハウが
できれば、自分たちで動かしていけるようになるかもしれませんが、すぐには
無理でしょう。

大西会長 竹村委員、よろしいですか。

竹村委員 わかりました。早く良い情報をください。

大西会長 他にございませんか。

小川委員 資材置場にするということで、地上げをしているのですが、道とその土地の
間に大きな用水があり、そこに業者が細い塩ビパイプを入れてセメントで固め
てしまっています。
上を通るので塩ビパイプを入れる必要はないのになぜかそういう事をしてい
ます。
近所の人から、それでは水の流れが悪くなって詰まったら困るという声をい
ただいており、土地所有者に話をしましたが、県の許可は得ていると言われま
した。
県の土木の人にも伝えたら、細くても水は通るので問題ないだろうと言っ
ています。
それでは困るとお伝えして、確認して連絡してもらおうように対応してもら
いましたが、それが金曜日の話で、月曜・火曜と経ちますが、何の連絡もあり
ません。
どうすれば良いでしょうか。

事務局長 具体的な場所をお伝えいただいて、耕地担当もおりますのでそこで農業用水
かどうかを調べてみてからの対応とさせていただきます。

大西会長 他にありますか。

無いようでございますので、『議案第 6 号』報告事項については、原案どおり承認することといたします。

以上で、本日の議案については全てご審議いただきました。
事務局、その他に何かございませんか。

事務局次長 ありません。

大西会長 無いようでございますので、これをもちまして令和 7 年 1 月の総会を終了させていただきます。ありがとうございました。

閉会 午後 2 時 5 2 分
令和 7 年 1 月 2 8 日

会 長 大西 善郎

議事録署名者 栗田 和美

議事録署名者 井上 富夫